

第16号議案

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和4年（2022年）3月25日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

教育委員会事務局の分課等及び分掌事務を改める必要がある。

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会事務局処務規則（平成31年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表子ども・教育政策課の項中「企画財政係」を
「企画財政係

子ども計画担当係長」

に改め、同表学校教育課の項中「体験学習係」を

「体験学習係

特別支援教育係」

に改め、同表子ども特別支援課の項を削る。

第4条第2項中「子ども・教育政策課（」の次に「子ども計画担当係長及び」を加え、「及び子ども特別支援課」を削る。

第8条の2第1項中「学校教育課」を「子ども・教育政策課及び学校教育課」に改め、同条第2項中「学校教育課長」を「課長又は担当課長」に改め、「受け、」の次に「それぞれ」を加える。

別表第1子ども政策担当課長の項中「子ども・教育政策課」の次に「子ども計画担当係長及び」を加える。

別表第2子ども・教育政策課の項中「

企画財政係	1 子ども教育行政に係る基本的な計画の策定及び推進に関すること。 2 事務局の予算、決算及び事務事業の調整に関すること。 3 区立学校の経理に関すること。
-------	---

」を「

企画財政係	1 子ども教育行政に係る基本的な計画の策定及び推進に関するこ
-------	--------------------------------

	と。 2 事務局の予算、決算及び事務事業の調整に関する事。 3 区立学校の経理に関する事。
子ども計画担当係長	子ども・子育てに係る基本的な計画の策定及び推進に関する事。

」に改め、同表保育園・幼稚園課の項中「幼児施策計画調整」を「区立幼稚園の計画調整」に改め、同表指導室の項中「

教育事業係	1 教育事業事務に関する事。 2 室所管の各種事業の経理等に関する事。 3 教科書事務に関する事。 4 教育センター事務に関する事。 5 室内他の係に属しない事。
教職員係	1 学校職員の身分取扱い等の人事事務に関する事。 2 臨時的任用教職員及び講師の任免事務に関する事。 3 区立学校に置く区費教育職員の任免事務に関する事。 4 区立学校職員（県費負担教職員を除く。）の公務災害補償に関する事。 5 区立学校県費負担教職員の給与等に関する事。 6 区立幼稚園教育職員の給与等に関する事。

」を「

教育事業係	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育事業事務に関すること。 2 室所管の各種事業の経理等に関すること。 3 教科書事務に関すること。 4 区立学校職員（県費負担教職員を除く。）の公務災害補償に関すること。 5 区立学校県費負担教職員の給与等に関すること。 6 区立幼稚園教育職員の給与等に関すること。 7 教育センター事務に関すること。 8 室内他の係に属しないこと。
教職員係	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校職員の身分取扱い等の人事事務に関すること。 2 臨時的任用教職員及び講師の任免事務に関すること。 3 区立学校に置く区費教育職員の任免事務に関すること。

」に改め、同表学校教育課の項中「

	体験学習係	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立学校の連合行事等に関すること。 2 宿泊事業に関すること。 3 軽井沢少年自然の家に関すること。 4 学校行事等への支援に関すること。
--	-------	--

」を「

体験学習係	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立学校の連合行事等に関する こと。 2 宿泊事業に関すること。 3 軽井沢少年自然の家に関するこ と。 4 学校行事等への支援に関するこ と。
特別支援教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援教育の推進に関するこ と。 2 就学相談に関すること。 3 特別支援学級及び特別支援教室 の運営に関すること。

」に改め、同表子ども特別支援課の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。